

人材紹介契約書

_____ (以下「甲」という)とキャリア スカウト ジャパン株式会社(以下「乙」という)は、甲の乙に対する人材紹介業務の委託を目的として、以下の通り契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (目的および委託の内容)

甲は甲の人材採用の為にコンサルティング業務および人材紹介業務を乙に委託し、乙はその業務を受託する。甲は乙から紹介された候補者の中から、自らの選考の上で該当する人材を採用するか否かを決定する。

第2条 (一候補者の人材紹介適用期間)

本契約は乙による候補者の紹介が行われた初日より12ヶ月間効力を有するものとし、甲の一部門、一業務ユニット及び一法人への人材紹介は甲の全部門、全業務ユニット及び全法人への人材紹介とみなすものとする。

乙が候補者を紹介してから12ヶ月以内に甲が当該候補者を甲の一部門、一業務ユニット及び一法人での特定業務、個別業務に対して採用する場合も同様に、甲に本契約条件に則った手数料が請求される。

第3条 (採用の定義)

本契約における「採用」とは、乙の紹介する人材により甲の業務及び職務が遂行され、その業務の対価として報酬の支払を伴う正社員、契約社員、嘱託社員、仮採用、試用など名称のいかんを問わず甲と乙から紹介された人材との間に何らかの雇用関係が成立することを意味する。

第4条 (個人情報保護および機密保持)

甲に対して行われる人材紹介は全て機密情報とする。個人情報の保護に関する法律に則り人材の情報の機密を保護する為に、甲は乙から入手した人材のいかなる情報も、採用、審査及び選考に関与しない第三者に開示してはならない。更に、甲による人材の情報の不正な開示或いは漏洩により生じた損害に対して乙は一切の法的責任を負わないものとする。

第5条 (手数料の請求)

甲が、人材紹介が行われた日付より12ヶ月以内に、個人、法人にかかわらず第三者に情報を伝達し採用に至った場合、第6条に従って乙から甲に手数料が請求される。

第6条 (人材紹介手数料)

甲が乙から紹介された人材で、採用が決定した者(以下「採用決定者」という)が発生した場合の紹介手数料は、採用決定者の年収総額並びに契約金、移転補償費若しくは同様の奨励金又は現金同等物を含む保証総額の35%とする。

第7条 (年収総額の定義)

年収総額には、12ヶ月分の収入及び予定年間賞与額のみならず採用決定者(採用決定者と同等の甲の雇用者も含む)に支払われる若しくは支払われ得る全諸手当(通勤費を除く)、あらゆる種類の賞与、報酬、一時金の全てが含まれる。

年収総額に成功報酬型のコミッション若しくはインセンティブが含まれる場合、紹介手数料は採用決定者の業績目標達成金(OTE)即ち採用決定者が業績を 100%達成したと仮定した際に支払われる額に基づくものとする。

第 8 条（人材紹介報酬の支払い）

乙は採用決定者の雇用初日に請求書を発行し 30 日以内を期限として甲は乙に支払うものとする。消費税は現行の適用税率に従って算定され甲に送られる請求書に加算されるものとする。

第 9 条（紹介報酬の返還）

甲との雇用初日から 12 週以内に採用決定者が退職する場合、乙がその事由に関して書面で通知を受けていることを条件に、乙は無償で通知から 12 週間以内に後任者を見つけることに尽力する。

期間内に適任の後任者が見つからない場合、乙は支払われた手数料の 50%を甲に返還する。但し、a)雇用決定段階で明示した労働条件と実際の雇用契約内容が著しく異なる場合、b) 採用決定者に対する甲の法令違反がある場合、c) 甲の責に帰すべき事由がある場合の退職はこの限りではない。

甲との雇用初日から 12 週以降に退職に至った場合、乙は手数料を返還しないものとする。返還は手数料が第 8 条の期間内に支払われた場合のみ行われるものとする。

後任者の発見及び／または返金は、各紹介につき一度限りとする。

第 10 条（人材調査について）

甲が人材を採用するか否かを決定するにあたり、適性検査、身辺調査若しくはあらゆるその他の調査を行う場合は甲自らの責任と費用で行い、調査に関連する請求を乙に対して一切行わないものとする。

第 11 条（免責）

乙が提供した人材の紹介若しくは採用により生じたいかなる損失、損害若しくは請求に対する補償について、乙は一切の法的責任を負わないものとする。

第 12 条（情報の順守）

甲乙双方は契約期間中並びに契約終了後も本契約に関連して知り得た他方当事者に係る企業情報、個人情報若しくは技術情報（以下「情報」という）を継続して守秘及び保護するものとする。

ただし、情報には、

- (1) 公に属する情報即ち関心がある何れの者に対して既に自由に入手可能となっている情報
 - (2) 他方当事者により開示若しくは公布が承認されている情報
 - (3) 本契約の目的遂行の為に開示される必要がある情報
- は含まないものとする。

第 13 条（契約解除について）

甲乙どちらかが一方に対し本契約の契約満了日の 30 日前に解約の意思を文書で通知することで解約することができる。但し、甲乙双方とも解約前に生じた責務からは免除されず、第 2 条、第 4 条、第 6 条、第 9 条及び第 14 条は解約後といえども有効となる。

第 14 条（管轄裁判所）

本契約には日本国の法令が適用され、よって甲乙は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約成立の証として、甲乙は各々の権限ある代表者をして以下に記載の日付に本契約書を2通作成し、それぞれ1通を所持するものとする：

甲 日付：

氏名：

署名：

役職：

会社名：

乙 キャリアスカウトジャパン株式会社

代表取締役 ロッコ トラップニーズ

〒102-0082 東京都千代田区一番町 4-4 THE CROSS 一番町 6 階